

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道条例等の公布等に関する条例の一部を改正する条例……（文書課）	1
○地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例……（人事課）	1
○北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	2
○北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例……（市町村課）	2
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例……（保健福祉部総務課）	2
○北海道立学校条例の一部を改正する条例……（教育庁高校教育課）	3
○北海道警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例……（警察本部装備課）	3
○北海道交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例……（警察本部装備課）	4

条 例

北海道条例等の公布等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和7年10月17日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第46号

北海道条例等の公布等に関する条例の一部を改正する条例

北海道条例等の公布等に関する条例（昭和25年北海道条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中「」第16条」を「。以下「法」という。）第16条第4項」に改める。

第2条の見出し中「条例」を「道条例」に改め、同条第1項中「「条例」を「道条例」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、法第16条第4項の総務省令で定める措置により署名に代えることとするときは、公布の旨の前文及び年月日の記入は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりこれを行うものとする。

第2条第2項中「条例」を「道条例」に改める。

第6条第1項後段中「同条第1項」を「同条第1項前段」に、「「当該」を「、当該」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。
令和7年10月17日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第47号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（北海道知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第1条 北海道知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条第1号中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改め、同条第2号中「第173条の4第1項第2号」を「第173条の5第1項第2号」に改める。

（北海道下水道事業条例及び北海道病院事業条例の一部改正）

第2条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(1) 北海道下水道事業条例（令和2年北海道条例第6号）第7条

(2) 北海道病院事業条例（昭和42年北海道条例第45号）第15条

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で

定める日から施行する。

北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月17日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第48号

北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「10,800円」を「12,200円」に、「8,900円」を「10,100円」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道特別職職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第2の規定は、令和7年6月4日から適用する。
- 改正後の条例の規定を適用する場合には、令和7年6月4日からこの条例の施行の日の前日までの間にこの条例による改正前の北海道特別職職員の給与等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づいて改正前の条例第1条第15号に掲げる特別職の職員に支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月17日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第49号

北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（北海道知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号」を「第143条第1項第5号」に、「総称する」を「いう」に改める。

第5条の4第1号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同条第2号中「38万6,500円と5円18銭」を「41万9,000円と5円62銭」に改める。

第8条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「58万6,905円」を「60万9,690円」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。
- この条例（第1条の改正規定を除く。）による改正後の北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和7年10月17日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第50号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
（北海道保健福祉部手数料条例の一部改正）

第1条 北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表142の項及び143の項中「第14条第7項」を「第14条第6項」に改め、同表145の項から146の4の項までの規定中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

第2条 北海道保健福祉部手数料条例の一部を次のように改正する。

別表145の項から146の4の項までの規定中「第14条第13項」を「第14条第14

項」に改める。

(北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第3条 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項(1)中「第72条の4第1項」を「第72条の5第1項」に改め、同項(2)中「第72条の4第2項」を「第72条の5第2項」に改める。

(北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

第18条第6号ただし書中「第2条第17項」を「第2条第18項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年11月20日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 令和8年5月1日

(2) 第2条及び第3条の規定 公布の日から起算して1年8月を超えない範囲内において規則で定める日

北海道立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月17日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第51号

北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1 北海道留辺蘂高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

北海道警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月17日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第52号

北海道警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

北海道警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年北海道条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「又は夏服スカート」を削る。

第3条第2項中「、帽子雨覆い」を削る。

第4条中「けん銃」を「拳銃」に、「けん銃つりひも」に、ショルダーバッグ

(女性の警察官に限る。）」を「拳銃つりひも」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

品 目	員 数	使 用 期 間
冬帽子	1 個	16月
合帽子	1 個	16月
夏帽子	1 個	16月
冬活動帽子	1 個	16月
合活動帽子	1 個	16月
夏活動帽子	1 個	16月
冬服	1 着	12月
合服	1 着	12月
夏服	1 着	4 月
冬活動服	1 着	12月
合活動服	1 着	12月
防寒服	1 着	30月
雨衣	1 着	36月
冬ワイシャツ	1 着	4 月

合ワイシャツ	1 着	4 月
冬ネクタイ	1 個	4 月
合ネクタイ	1 個	4 月
冬活動ネクタイ	1 個	4 月
合活動ネクタイ	1 個	4 月
ベルト	1 個	36月
手袋	2 組	12月
靴下	2 足	4 月
長靴	1 足	12月
短靴	1 足	12月

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北海道警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の規定により貸与を受けているショルダーバッグは、道に返納しなければならない。

北海道交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月17日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道条例第53号

北海道交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

北海道交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和45年北海道条例第54号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「又は夏服スカート」を削る。

第 3 条中 「帯 革
ショルダーバッグ（女性の交通巡視員に限る。）」 を「帯
革」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

品 目	員 数	使 用 期 間
冬帽子	1 個	16月
合帽子	1 個	16月
夏帽子	1 個	16月
冬活動帽子	1 個	16月
合活動帽子	1 個	16月
夏活動帽子	1 個	16月
冬服	1 着	12月
合服	1 着	12月
夏服	1 着	4 月
冬活動服	1 着	12月
合活動服	1 着	12月
防寒服	1 着	30月
雨衣	1 着	36月
冬ワイシャツ	1 着	4 月
合ワイシャツ	1 着	4 月
冬ネクタイ	1 個	4 月
合ネクタイ	1 個	4 月
冬活動ネクタイ	1 個	4 月
合活動ネクタイ	1 個	4 月
ベルト	1 個	36月
手袋	2 組	12月
靴下	2 足	4 月
長靴	1 足	12月
短靴	1 足	12月

附 則

この条例は、公布の日から施行する。